

ポスター等掲示申請書
（市民活動情報掲示板使用申請書）

掲示等の場所	<input type="checkbox"/> さんだ市民センター <input type="checkbox"/> 高平ふるさと交流センター <input type="checkbox"/> ふれあいと創造の里 <input type="checkbox"/> フラワータウン市民センター <input type="checkbox"/> まちづくり協働センター	<input type="checkbox"/> 有馬富士共生センター <input type="checkbox"/> 広野市民センター <input type="checkbox"/> 藍市民センター <input type="checkbox"/> ウッディタウン市民センター
掲示等の目的 (タイトル等)		
掲 示 期 間	許 可 日 から 令和 年 月 日 () まで ※希望期間は、 <u>申請日から最大1ヶ月</u> となります。ただし、行政機関からの申請はこの限りではありません。 期間延長の場合、継続申請は満了日の7日前から受付ます。 <input type="checkbox"/> 延長希望	
掲示内容	掲示用 有 無 ※掲示板への張り出しは原則1部 配架用 部 チラシ・冊子・その他 ()	
そ の 他	(掲示開始希望日：令和 年 月 日)	
令和 年 月 日 三田市長 宛 申請者 住所 (団体名) 氏名 電話番号 () -		

【注意事項】

- ・掲示開始日を指定される場合は、「その他」欄に記入してください。
- ・掲示場所は申請内容から判断します。
- ・市民活動情報掲示板に掲示・設置できる掲示物は、市内で活動する市民活動団体が行う公益的活動（広く市民が参加できるイベント・事業、会員募集、啓発情報等）です。
- ・営利を目的としたカルチャー教室、講座、イベント等の掲示はできません。
- ・掲示物には、必ず問い合わせ先（電話番号またはe-mail）を明記してください。
- ・希望期間中は可能な限り掲示・設置を行います。他の依頼状況等によってはセンターの判断で希望期間中に回収する場合があります。
- ・掲示期間が終了した掲示物は、原則としてセンターで廃棄処分させていただきます。ただし、延長希望の掲示物で継続申請がされない場合は、掲示期間終了日から7日後には廃棄処分します。

処 理 欄	受付	令和 年 月 日	許可日	令和 年 月 日	保存期間	1年	公文書	公開
	所 長		係 長	担 当	担 当	受 付	許可番号	

指示・伺い等 別紙 ポスター・チラシについて、館内に掲示・設置してよろしいか。

掲示場所 市民活動情報掲示板 ポスター等掲示板 (参考：地域づくり推進課 市民活動 ポスター)